

放射能対策推進町民会議だより

第34号 平成29年5月24日発行 会長：高橋 宣博

事務局：桑折町環境対策課 ☎024-582-2123

第7回桑折町放射能対策推進町民会議を開催します

平成24年4月に、全町民が会員となって設立した町民会議も5年が経過し、要望活動や講演会など、これまで様々な活動を行ってきました。今後も一丸となって放射能対策に取り組んでいくため、本年度も第7回総会を6月8日に開催します。今回は、講師に福島県再生可能エネルギー推進センター代表理事 鈴木精一 氏を迎え、ご講演いただきます。

あなたの力をみんなの力に！！どうぞみなさま奮ってご参加ください！

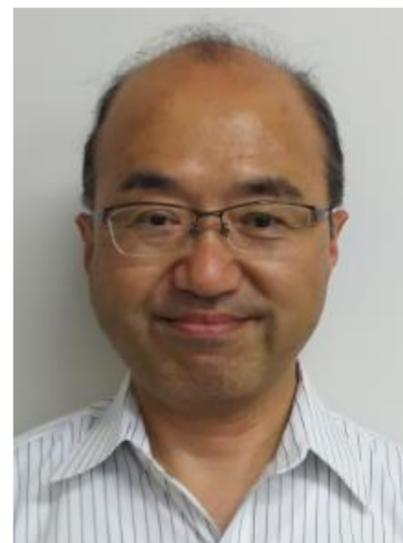
参加費
無料

第7回桑折町放射能対策推進町民会議・講演

「持続可能なエネルギー社会をめざして」

講師 すずき せいいち
鈴木 精一 氏

(福島県再生可能エネルギー推進センター代表理事)



【講師プロフィール】

1955年、いわき市生まれ。東北大学経済学部卒。

昭和53年 4月 福島県入職

平成24年 4月 商工労働部 再生可能エネルギー産業推進監(兼)次長

平成25年 4月 商工労働部 理事

平成27年 3月 福島県退職

平成27年12月 福島発電株式会社 代表取締役社長

平成28年10月 福島送電準備合同会社

(平成29年 3月) 福島送電合同会社に改組 代表社員職務執行者

平成29年 2月 一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター 代表理事

原発事故後、エネルギーを取り巻く環境は大きく変化し、一時は電力需給が厳しい状況になり、大幅な節電が求められるなどして、エネルギーへの関心が高まりました。

また、原発に替わるエネルギーとして石炭火力発電の増加により、温室効果ガスの排出量が増え、地球温暖化の影響とされる事案が発生しています。そうした中、環境に優しく、安全安心で持続可能な再生可能エネルギーの導入推進が重要になってきています。

今回は、このような状況を踏まえ、家庭ですぐに取り組みめる省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの基本的な事項から具体的な取り組みなどをわかりやすくご講演いただきます。

平成29年6月8日(木) 午後6時00分より

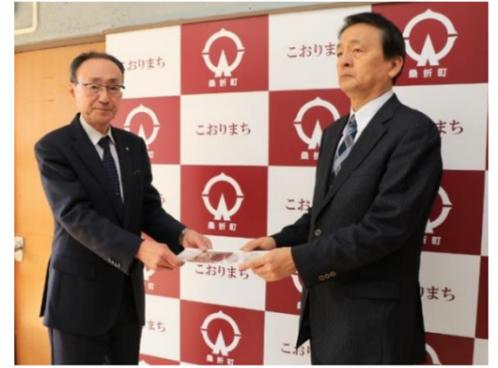
※町民会議の活動経過報告等を行った後、講演会となります。

桑折町屋内温水プール

・多目的スタジオ「イコーゼ！」 1階「多目的スタジオ」

「原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求」の回答について

去る3月28日に提出した要求書に対する回答が、東京電力ホールディングス(株)よりありました。その内容は、次のとおりです。



- 1 当町がこれまで賠償請求した、本件事故に起因する事業に要した人件費を含めた行政経費について、原発事故災害の原因者としてその責任において、賠償を确实、迅速に誠意を持って行うこと。

【回答】

地方公共団体様への賠償につきましては、中間指針等を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。

また、弊社では、より迅速なお支払いにつながるよう平成28年2月より専門の組織を作りましたが、今後も適宜体制の整備・充実を図りながら、貴町よりご請求いただきました人件費を含めた行政経費につきましても、貴町のご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいります。

- 2 町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を确实、迅速に誠意を持って行うとともに、損害が継続する間は継続すること。

【回答】

弊社は、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、損害を受けられた方々への公正かつ迅速な賠償金のお支払いに取り組んでおります。中間指針等を踏まえ、弊社事故と相当因果関係が認められる原子力損害につきましては、損害が継続される限り適切に対応させていただきます。

- 3 福島県内にある原子力発電所は、全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること。

【回答】

福島第一原子力発電所5号機および6号機につきましては、既に平成26年1月31日付けで廃止しております。

福島第二原子力発電所につきましては、福島県ならびに県内自治体の各議会において、廃炉決議がなされていることは承知しておりますが、今後の扱いにつきましては、広く社会の皆様のご意見や国のエネルギー政策の動向、福島第一原子力発電所廃炉作業のバックアップ機能としての役割等を含め総合的に勘案し、事業者として判断してまいりたいと考えています。

- 4 平成30年以降の農林業に係る損害賠償の制度設計にあたっては、関係者の意見を十分踏まえ決定するとともに、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。

【回答】

平成30年以降の風評被害に伴う具体的な賠償方法等につきましては、風評被害の実態に即した適切な賠償となるよう、農林業関係者の皆様のご意見を伺いながら検討しております。

- 5 商工業等に係る営業損害の賠償にあたっては、損害が継続する間は、確実に継続するとともに、事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うなど関係者に過度の負担をかけないようにすること。

【回答】

避難指示区域外の商工業における営業損害賠償につきましては、平成27年8月以降における弊社事故との相当因果関係が認められる損害に対し、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償させていただいておりますが、一括賠償をもってなお、やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、弊社事故と相当因果関係が認められる損害が、一括賠償額を超過したとのお申し出がある場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情を丁寧にお伺いさせていただいたうえで、適切に対応させていただきます。

また、個別のご事情を確認させていただく際は、証明書類等の提出をお願いさせていただきますが、ご提出が困難な場合には、事業内容等を丁寧にお伺いさせていただき、適切に対応させていただきます。

- 6 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効の援用しないことを明示すること。

【回答】

いまだご請求いただけていない方に対しましては、自治体のご協力を仰ぎながら引き続き、ダイレクトメールの送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけ等を実施してまいります。

また、平成25年12月に成立した消滅時効特例法の趣旨を踏まえ、損害を受けた方々に寄り添い、公正かつ迅速な賠償を徹底してまいります。

